
「医歯協でんき」選択約款

2024年4月1日 実施

ENEOS Power株式会社

2024年4月1日实施

「医歯協でんき」選択約款

〔電気料金その他の供給条件の内容〕

1 対象となるお客様

この「医歯協でんき」選択約款（以下「この約款」といいます。）は、ENEOS Power株式会社（以下「当社」といいます。）の電気需給約款【myでんき版】（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、かつ当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

2 この約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの約款によります。

なお、この約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）(2)の定めを準用いたします。

3 割引対象月

割引対象月は、当社からお客様に対し、当社が適当と判断した方法によりお知らせした月（電気料金の算定期間をいいます。）といたします。なお、割引対象月は、毎年変更となることがあります。

4 割引対象額

割引対象額は、割引対象月の基本料金といたします。なお、当社から、3（割引対象月）によるお客様へのお知らせがない場合には、この約款にもとづく割引対象とはいたしません。

5 電気料金

割引対象月の電気料金は、需給約款、「たっぷりプラン選択約款」【myでんき版】（東京電力エリア）または「まとめてプラン選択約款」【myでんき版】（東京電力エリア）にもとづき算定された金額から、4（割引対象額）に定める割引対象額を差し引いた額といたします。

6 その他

(1) この約款に定めのないその他の事項については、需給約款の定めによるものといたします。

- (2) この約款および需給約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客様および当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2024年4月1日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS Power 株式会社
〔小売電気事業者登録番号：A0050〕
